

社会保険・労働保険徴収事務センター (社会保険事務所に設置)で社会保険 と労働保険の届出が“同時に”行えます

以下の7つの場合に、両保険の届出を同時に受け付けます。

① 事業所の設置

健康保険・厚生年金保険新規適用届
労働保険保険関係成立届(継続) 雇用保険適用事業所設置届

② 事業所の住所や名称変更

健康保険・厚生年金保険適用事業所所在地変更(訂正)届
労働保険名称、所在地等変更届 雇用保険事業主事業所各種変更届

③ 保険手続に関する代理人の選任・解任

健康保険・厚生年金保険事業所関係変更(訂正)届
労働保険代理人選任・解任届 労働者災害補償保険代理人選任・解任届
雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解任届

④ 従業員の採用

健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届
雇用保険被保険者資格取得届 雇用保険被保険者転勤届

⑤ 従業員の氏名変更

健康保険・厚生年金保険被保険者氏名変更届
雇用保険被保険者氏名変更届

⑥ 従業員の退職

健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届
雇用保険被保険者資格喪失届(離職票の交付を必要としない場合に限る。)

⑦ 事業所の廃止・休業

健康保険・厚生年金保険適用事業所全喪届
雇用保険適用事業所廃止届

(注) センターでは、両保険の届出の受付業務を行います。内容審査等はそれぞれの機関に回送の上行うため、後日確認の連絡等をさせていただくことがあります。ご了承下さい。

対象事業主：社会保険と労働保険の両方の適用がある事業所の事業主

(注) 労働保険事務組合に事務処理を委託している事業所及び有期事業は除きます。
これまでどおり労働基準監督署又は公共職業安定所で手続きを行ってください。
また、労働保険関係手続は、各事業所の所在地管轄のセンターで受け付けます。

センターについてご不明な点がございましたら、社会保険事務所、地方社会保険事務局又は都道府県労働局へお尋ねください。